

○厚生労働省告示第九十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和二年三月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 六―アミノ―九―「(三R)――(ブターニ―イノイル)ピロリジン―三―イル」―七―(四―フェノキシフェニル)―七・九―ジヒドロ―八H―プリン―八―オン (別名チラブルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>十七―百九 (略)</p> <p>百十 N―(四―「(六・七―ジメトキシキノリン―四―イル)オキシ」フェニル)―N―(四―フルオロフェニル)シクロプロパ―ン―一・一―ジカルボキシアミド (別名カボザンチニブ)、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>百十一―百三十三 (略)</p> <p>百三十四 トラスツズマブ デルクステカン及びその製剤</p> <p>百三十五―百七十七 (略)</p> <p>百七十八 四―「(十B)ポロノ」―L―フェニルアラニン (別名ボロフアラン) 及びその製剤</p> <p>百七十九―百八十六 (略)</p> <p>百八十七 三―「一―「(三―「五―「一―メチルピペリジン―四―イル)メトキシ」ピリミジン―二―イル」フェニル)メチル―「一―六―オキソ―一・六―ジヒドロピリダジン―三―イル」ベンゾニトリル (別名テポチニブ)、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>百八十八―二百十二 (略)</p>	<p>一〇十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十六―百八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百九―百三十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百三十二―百七十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百七十五―百八十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百八十三―二百七 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)